

氏名のフリガナに関するQ&A

<全般>

Q 1 氏名のフリガナとはどのようなものですか？

A 1 今まで、氏名のフリガナは戸籍に記載されておらず、法律上の根拠がありませんでした。

戸籍に氏名のフリガナが記載され、本人確認情報として氏名のフリガナが利用できることになることで、①行政のデジタル化基盤整備の促進。②本人確認情報としての利用。③各種規制の潜脱行為の防止などの効果が期待されます。

Q 2 氏名のフリガナに関する制度はいつから始まりますか？

A 2 令和7年（2025年）5月26日から始まります。

Q 3 制度開始に当たって気をつけることはありますか。

A 3 パスポートをお持ちの場合は、パスポートと同じフリガナにしてください。パスポートで使用している氏名のフリガナと異なるフリガナを届け出た場合、パスポートの記載事項の変更手続きを行い、戸籍上のフリガナとパスポート上のフリガナを一致させる必要があります。

Q 4 戸籍の届出の際に氏名の読み方を記載したと記憶していますが、新たにフリガナの届出は必要ですか。

A 4 本制度の開始前までは、各市区町村において保有していたのは、出生届等に記載された氏名の「よみかた」であり、これは住民基本台帳事務の処理の便宜のために使用されていました。

本制度の開始後、日本に住民登録のある方には、本籍地の市区町村から戸籍に記載される予定の氏名のフリガナに関する通知が送付されますので、内容を確認いただき、通知されたフリガナが誤っている場合は必ず正しいフリガナの届出をしてください。なお、通知されたフリガナが正しい場合には、届出をしなくても、制度開始から1年経過後に、当該通知のフリガナがそのまま戸籍に記載されます。

<戸籍へのフリガナの記載方法>

Q 5 どのように戸籍に氏名のフリガナが記載されますか。

A 5 本制度の開始以後、出生や帰化等によって新たに戸籍が作成される方については、その際に届け出られる出生届や帰化届等の届出時に併せてフリガナを届け出ることによって記載されます。

本制度の開始時に既に戸籍に記載されている方で日本に住民登録がある方については、本籍地の市区町村から戸籍に記載される予定の氏名のフリガナに関する通知が送付されますので、内容を確認いただき、通知されたフリガナが誤っている場合は必ず正しいフリガナの届出をしてください。なお、通知されたフリガナが正しい場合には、届出をしなくても、制度開始から1年経過後に、当該通知のフリガナが

そのまま戸籍に記載されます。

Q 6 日本に住民登録がなく市区町村から氏名のフリガナに関する通知が行われない場合には戸籍にフリガナが記載されないのでしょうか。

A 6 日本に住民登録がない方については、本籍地の市区町村から戸籍に記載される予定の氏名のフリガナに関する通知が送付されませんが、本籍地の市区町村が氏名のフリガナに関する情報を有している場合には、届出をしなくても、当該情報に基づき制度開始から1年経過後に、フリガナが戸籍に記載される場合があります。

本籍地の市区町村が氏名のフリガナに関する情報を有していない場合、フリガナに関する届出をしない限り、フリガナは戸籍に記載されません。

Q 7 フリガナに関する届出はいつまでに行う必要がありますか。

A 7 フリガナに関する届出は2025年5月26日から2026年5月25日までの間に行う必要があります。

また、上記期間を経過したとしても、フリガナが戸籍に記載されていない方については、フリガナを戸籍に記載する申出書を提出することにより戸籍にフリガナを記載することができます。

なお、フリガナに関する届出を行わなかったとしても罰金や罰則はありません。

Q 8 本籍地市区町村の職権によって戸籍に記載されたフリガナが実際に使用しているフリガナと異なっています。実際に使用しているフリガナと合致させたいのですがどのようにすればよいですか。

A 8 本籍地市区町村の職権によって届出をなく戸籍に記載されたフリガナについては、一回に限り家庭裁判所の許可を得ることなく変更の届出を行うことによって訂正することができます。

この際、氏名のフリガナについて、氏名の読み方として一般に認められているものでない読み方を用いている場合は、「読み方が通用していることを証する書面」として、当該読み方が使われていることを示す資料（パスポート、預貯金通帳、健康保険証、資格確認書等）を併せてご提出いただくことになります。

なお、戸籍に記載されたフリガナを訂正する変更届については、届出期間がないので、いつでも行うことができます。

ただし、フリガナの届出により記載されたフリガナや、戸籍に記載されたフリガナを訂正する変更届により訂正したフリガナについて、再度訂正を行う場合には家庭裁判所の許可が必要となるので、変更届を提出する際には誤記などがないようご注意ください。

Q 9 本籍地の市区町村が氏名のフリガナに関する情報を有しているかどうかはどのようにわかりますか。

A 9 各市区町村における住民情報の保管状況は在外公館では分かりかねますので、戸籍にフリガナの記載を希望される場合は、フリガナの届出を行ってください。

＜届出の方法等＞

Q10 フリガナの届出はどのような方法ですることができますか。

A10 氏名のフリガナの届出は、在外公館や日本の市区町村窓口へ届け出ることができるほか（郵送による届出も可能です。）、海外利用が可能なマイナンバーカードを所持している場合には、マイナポータルから届出を行うことができます。

また、婚姻等の他の届出を行う際に、当該届出をフリガナの届出に兼ねるものとすることもできます。

Q11 誰が届出をすることができますか。

A11 名のフリガナは各人が届け出ることができますが、氏のフリガナは原則として戸籍の筆頭者が届出を行うこととなりますので、配偶者などの在籍者と十分にご相談ください。

Q12 子ども（未成年者）の届出は誰がするのですか。

A12 親権者が届出をすることとなります。

ただし、15歳に達した子については、子自身が届出をすることもできます。

Q13 届出をしない場合、どうなりますか。

A13 日本に住民登録がある方については、本制度の開始後に遅滞なく本籍地の市区町村長から皆さんに郵送で、戸籍に記載される予定の氏名のフリガナが通知されることになっています。

制度開始から1年の間に届出がなかった場合、本籍地の市区町村長によって、この通知に記載されている「戸籍に記載される予定の氏名のフリガナ」が戸籍に記載されることとなります。

日本に住民登録がない方についても、本籍地の市区町村が住民情報を有している場合には、住民基本台帳等により、本籍地の市区町村が氏名のフリガナに関する住民情報を有している場合には、届出をしなくても、当該情報に基づき制度開始から1年経過後に、フリガナが戸籍に記載される場合があります。

ただし、本籍地の市区町村が氏名のフリガナに関する住民情報を有していない場合、フリガナに関する届出をしない限りフリガナが戸籍に記載されません。

戸籍にフリガナが記載されていない場合については、フリガナに関する届出期間（2025年5月26日から2026年5月25日まで）経過後であっても、フリガナを戸籍に記載する申出書を提出することにより戸籍にフリガナを記載することができます。

なお、届出をしなかったとしても、罰則や罰金はありません。

Q14 戸籍に筆頭者である夫、妻、15歳になる長男、6歳の二男が在籍しています。

氏名のフリガナの届出を1通にまとめて行うことはできますか。

A14 氏のフリガナは原則として戸籍の筆頭者が届出を行う必要があり、名のフリガナ

は各人が届け出る必要があります。

ご質問の事例では、夫から①氏のフリガナの届出と②夫の名のフリガナの届出、妻から③妻の名のフリガナの届出、長男から④長男の名のフリガナの届出、二男の法定代理人である夫及び妻から⑤二男の名のフリガナの届出を行う必要があります。

それぞれ届出人が異なることから①から⑤の届出を1通にまとめて行うことはできません。

なお、長男は未成年者であることから、④の届出を法定代理人である夫及び妻から行うこともできます。

Q15 氏のフリガナの届出において、同じ戸籍にある人全員の名のフリガナを記載することとなっています。氏のフリガナの届出の記載により同じ戸籍にある人全員の名の届出を兼ねることとできますか。

A15 氏のフリガナの届出と名のフリガナの届出はそれぞれ届出人が異なることから、氏のフリガナの届出の記載により、名のフリガナの届出を兼ねることはできず、それぞれ別個に届出を行う必要があります。

<届け出ることができるフリガナ>

Q16 届出ることができないフリガナはありますか。

A16 氏名のフリガナについては、「氏名として用いられる文字の読み方として一般に認められているものでなければならない」との規律が設けられました。

例えば、

(1) 漢字の持つ意味とは反対の意味による読み方（例：高をヒクシ）

(2) 読み違い、書き違いかどうか判然としない読み方（例：太郎をジロウ、サブロウ）

(3) 漢字の意味や読み方との関連性をおよそ又は全く認めることができない読み方（例：太郎をジョージ、マイケル）

など、社会を混乱させるものは認められないものと考えられます。

Q 17 出生届において、子の名に漢字の意味を当地の言語における発音で示したフリガナ（例：「春」のフリガナについて、韓国語で春を意味する「バム」とする等）をつけることはできますか？

A 17 一般の読み方として判断することが難しいフリガナについては、命名するに当たり、フリガナを選定する根拠とした内容を出生届のその他欄に記載いただくほか、必要に応じて参考資料等を添付いただきその内容により当否を判断することになります。

当該フリガナを戸籍に記載することができないと判断された場合には、フリガナを一般に認められている読み方に補正していただくようお願いすることになり、補正いただけない場合には、出生届が不受理となります。

<戸籍に記載されたフリガナを変更する方法>

Q18 氏名のフリガナが戸籍に記載された後、氏名のフリガナを変更したい場合はどうするのですか。

A18 制度開始から1年の間にフリガナの届出がないことで、本籍地の市区町村長によって氏名のフリガナが戸籍に記載された場合は、氏名のフリガナについて、1回に限り、家庭裁判所の許可を得ることなく届出のみで変更することが可能です。

ただし、フリガナの届出により記載されたフリガナや、本籍地の市区町村長によって戸籍に記載された後、変更届によって変更されたフリガナについては、家庭裁判所の許可を得た上で変更届を提出する必要がありますのでご注意ください。

<その他>

Q19 戸籍に記載される予定の氏名のフリガナについて、在外公館に問い合わせれば確認することができますか。

A 19 在外公館では戸籍に記載される予定の氏名のフリガナに関する情報を有していないので、戸籍に記載される予定のフリガナを在外公館にお問い合わせいただいてもお答えすることはできません。

戸籍に正しくフリガナが記載されるか不安である場合には、在外公館でフリガナの届出を行ってください。